

○真岡市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第136号

改正 平成22年3月30日告示第78号

平成22年12月10日告示第99号

平成25年4月1日告示第60号

平成26年4月1日告示第62号

平成28年3月31日告示第66号

平成29年3月29日告示第44号

平成30年3月29日告示第59号

令和2年3月31日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震改修又は耐震建替え（以下「耐震改修等」という。）に要する費用（耐震建替えの場合は、耐震改修費用相当分。以下「耐震改修費等」という。）の補助金の交付に関し、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 耐震診断 真岡市木造住宅耐震診断等補助金交付要綱（平

成21年告示第135号)第2条第1号に定める耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を高めるための木造住宅の補強等工事のうち、各階の必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう。

(3) 耐震建替え 耐震診断により、耐震改修が必要であると診断された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内(同一敷地内であると認められる場合を含む。)に新たに一戸建て住宅を建築するものをいう。

(4) 補助金 真岡市木造住宅耐震改修費等補助金をいう。

(5) 県産出材 栃木県木材業協同組合連合会及び栃木県森林組合連合会が実施する栃木県産出材証明制度に基づき、栃木県内の森林から産出したことが証明された木材をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)

は、市内にある住宅で次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された木造二階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。)

(2) 在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅

(3) この要綱により初めて補助対象となる住宅

(4) 耐震診断を受けた者が診断結果に基づいて行う耐震改修等

であること。

- (5) 所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること。（所有者又は申請者が耐震改修等後に補助対象住宅に転居し居住する場合を含む。）
- (6) 建替えに係る設計及び耐震改修等に係る工事に着手（契約を含む。）していないこと。
- (7) 補助対象住宅が、国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業（以下、「移転補償事業」という。）の対象になっている場合は、当該補助を行うことに対し、市長が支障ないものと認めていること。

2 耐震建替えを行う場合においては、前項に規定するもののほか、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 耐震診断の結果が判明する前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）をしていないこと。
- (2) 耐震建替え後の住宅の所有者は、補助対象住宅を所有する個人又は当該所有者の2親等以内の親族であること。
- (3) 耐震建替え後の住宅は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請（以下「認定申請」という。）を行い、当該認定を受けた建築物（確認申請をしていない場合に限る。以下「認定建築物」という。）である場合を除き、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）が交付されること。

(4) 耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行うこと。

(5) 移転補償事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象住宅を所有（共有を含む。）する個人又は当該所有者の2親等以内の親族で当該耐震改修等事業に係る契約者となる者（耐震建替えの場合は、建替え後の住宅所有者となる者に限る。）

(2) この要綱による補助金を初めて受ける者

(3) 国税、県税及び市税等（介護保険料を含む。以下同じ。）を滞納していない者（補助の対象となる者が補助対象住宅の所有者以外である場合は、補助対象住宅を所有する者を含む。）

(補助金の額等)

第5条 耐震改修に対する補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に租税特別法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除額を加えた額とする。

(1) 耐震改修及び補強計画の策定の申請の場合 耐震改修に要する費用（耐震補強設計費及び耐震補強工事監理費を含み、耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額。)。ただし、100万円を限度とする。

- (2) 耐震改修のみの申請の場合 耐震改修に要する費用（耐震補強設計費及び耐震補強工事監理費を含み、耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、80万円を限度とする。

2 耐震建替えに対する補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、耐震建替え後の構造が木造であり、かつ、10立方メートル以上の県産出材を使用する場合は10万円を加算する。

- (1) 耐震建替え及び補強計画の策定の申請の場合 耐震改修に要する費用相当分（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に22,500円を乗じた額を限度とする。）に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。ただし、100万円を限度とする。

- (2) 耐震建替えのみの申請の場合 耐震改修に要する費用相当分（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に22,500円を乗じた額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。ただし、80万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該交付申請年度の12月25日（ただし、当該日が真

岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に定める市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。）までに、木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助対象住宅に係る真岡市木造住宅耐震診断等補助金の交付を受けていない者にあつては、耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震改修工事設計書（様式第2号。耐震改修の場合は、耐震改修後の耐震評点等を明確にしたものとし、耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）
- (3) 耐震改修等事業計画書（様式第3号。工事工程表を含む。耐震改修の場合は、市長が別に定める資格を有する建築士を耐震改修に係る工事監理者として設定すること。）
- (4) 耐震改修等に要する費用の見積書の写し（耐震改修の場合は、耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの。）
- (5) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類の写し
- (6) 申請者及び申請者が補助対象住宅の所有者以外の場合は、補助対象住宅の所有者に係る国税及び県税完納等証明書
- (7) 申請者、補助対象住宅の所有者及び耐震建替えの場合は、耐震建替え後の住宅所有者の関係が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金を交付しないことと決定したときは、木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者

（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付変更申請書（様式第6号）に変更内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認するときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付変更承認通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認しないときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付変更不承認通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

4 補助対象者は、耐震改修等を取りやめようとするときは、木造住宅耐震改修等中止届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、第1項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（耐震改修工事等の着手）

第9条 補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に建替えに係る設計又は耐震改修等に係る工事に着手（契約を含む。）しなければならない。

2 前項に規定する設計又は工事に着手（契約を含む。）したときは、市長に工事・設計等着手届（様式第10号）を着手に係る契約書の写しを添えて提出しなければならない。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条の規定に基づき、当該補助金に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰越し（以下「予算の繰越し」という。）をした場合を除き、当該交付決定年度の3月10日（以下「請求期限日」という。ただし、請求期限日が真岡市の休日を定める条例に定める市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を請求期限日とする。）までに耐震改修等工事を完了し、次条の規定による補助金の請求をしなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助対象者は、耐震改修等工事が完了した日から60日以内、かつ、請求期限日以内に、木造住宅耐震改修費等補助金交

付請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等事業報告書（様式第12号）
- (2) 耐震改修等（耐震建替えの場合は、既存住宅の除却及び新築工事）に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事状況写真（耐震改修を行った場合は、改修前及び改修後の内容、耐震建替えを行った場合は、除却前、除却後及び建替え後の内容が確認できるもの）
- (4) 耐震改修等事業費内訳書（様式第13号）
- (5) 耐震改修等工事（耐震建替えの場合は、既存住宅の除却及び新築工事）に係る契約書の写し（前条第2項の規定により添付した契約書を除く。）
- (6) 建替え後の住宅に係る検査済証写し（耐震建替えによる認定建築物の場合は、住宅性能評価書等、認定申請に基づき施工完了したことが確認できる書類の写し。）
- (7) 耐震建替え後の構造が木造であり、かつ、10立方メートル以上の県産出材を使用した場合にあっては、県産出材出荷証明書（様式第14号）及び上棟後など木材使用状況が確認できる全景写真
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の取消・返還）

第11条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交

付決定取消通知書により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第9条第3項に規定する期限までに事業が完了できないと市長が認めたとき（予算の繰越しをした場合を除く。）。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

改正文（平成22年告示第78号）抄

平成22年10月1日から適用する。

改正文（平成22年告示第99号）抄

平成22年12月15日から適用する。

改正文（平成25年告示第60号）抄

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年告示第62号）抄

平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年告示第 66 号）

（適用期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の適用の日前に第 1 条の規定による改正前の真岡市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正前の真岡市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定、第 3 条の規定による改正前の真岡市自立支援医療（育成医療）支給事務取扱要綱の規定、第 4 条の規定による改正前の真岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の規定、第 5 条の規定による改正前の真岡市養育医療給付事務取扱要綱の規定、第 6 条の規定による改正前の真岡市国民健康保険税滞納者対策実施要綱の規定、第 7 条の規定による改正前の真岡市木造住宅耐震診断等補助金交付要綱の規定及び第 8 条の規定による改正前の真岡市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

改正文（平成 29 年告示第 44 号）抄

平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

改正文（平成 30 年告示第 59 号）抄

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

改正文（令和 2 年告示第 74 号）抄

令和 2 年 4 月 1 日から適用する。